

大労基発 0612 第 2 号
令和 5 年 6 月 12 日

建設業労働災害防止協会大阪府支部

支部長 殿

大阪労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

建設業における死亡災害防止について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府内における建設業の死亡災害は、本年 5 月末日現在 7 件と前年同期に比べ 3 件増加しており、大幅な増加となっております。

災害発生状況を見ると、7 件のうち、墜落・転落災害によるものが 5 件と 7 割以上を占めており、それらの災害のほとんどが墜落制止用器具の使用等基本的な労働災害防止対策が講じられていれば防ぐことができたものばかりです。

そのため、今一度労使が一体となって災害防止対策を強化していただき、墜落・転落災害を防止することが何よりも重要となってまいります。

つきましては、傘下会員等に対し、別添リーフレットを周知いただき、各事業場における安全衛生管理活動が活性化されますよう、御配意のほどよろしくお願いいたします。

なお、大阪労働局では、今年度から大阪労働局第 14 次労働災害防止推進計画や大阪発・新 4 S 活動を展開し、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組の推進や新構造規格の墜落制止用器具の使用の徹底等を図る命綱 GO 活動等、墜落・転落災害をはじめ、建設業の労働災害の減少に向けた様々な取り組みを行い、これ以上死亡災害が発生することがないよう現場の安全に係る注意喚起を図っていく予定です。